

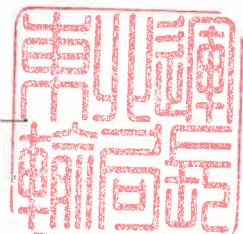
公 示

公示第19号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成25年9月27日付け公示第40号)を別紙のとおり一部改正したので公示する。

令和3年5月31日

東北運輸局長 亀山 秀一



公 示

| | | |
|----|------------------|-----------|
| 制定 | 平成 25 年 9月 27 日 | 公示第 40 号 |
| 改正 | 平成 26 年 1月 27 日 | 公示第 114 号 |
| 改正 | 平成 26 年 4月 25 日 | 公示第 6 号 |
| 改正 | 平成 26 年 7月 17 日 | 公示第 18 号 |
| 改正 | 平成 28 年 7月 1 日 | 公示第 21 号 |
| 改正 | 平成 28 年 11月 25 日 | 公示第 66 号 |
| 改正 | 平成 29 年 1月 25 日 | 公示第 85 号 |
| 改正 | 平成 29 年 3月 21 日 | 公示第 110 号 |
| 改正 | 平成 30 年 5月 29 日 | 公示第 9 号 |
| 改正 | 令和 2 年 11 月 27 日 | 公示第 60 号 |
| 改正 | 令和 3 年 5 月 31 日 | 公示第 19 号 |

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。

平成 25 年 9 月 27 日

東北運輸局長 長谷川 伸一

記

1. 通則

(1) 行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

(2) 行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去 3 年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」とい、違反を確認した日から過去 3 年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を 1 度受けている場合の当該違反を「再違反」とい、違反を確認した日から過去 3 年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を 2 度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① 法第 4 条第 1 項又は法第 43 条第 1 項の違反

- ② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反
 - ③ 法第33条第1項又は第2項の違反
 - ④ 法第94条第4項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述
- (4) この基準において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
 - ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
 - ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知
- (5) 事業者に対する行政処分等は、この基準の本文及び別表に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。
- (6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。
- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
 - ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。
- (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。）と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。
- ① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合
 - ② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合
- (8) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)及び(6)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2分の1を下回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が10日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が10日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から10日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告（道路交通

法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。) があったときは、10日車とする。

- (9) 東北運輸局に「自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設け、この基準(別表を含む。)に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、3.(6)、4.(4)又は5.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。
- (10) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は東北運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から3月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- (11) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。)に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所((12)及び(13)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。)の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。
- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車(一般乗合旅客自動車運送事業(以下「運送事業」という。)に係るものに限る。以下同じ。)を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合(違反営業所が廃止された場合を含む。)は、違反営業所(廃止されたものを除く。)及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ② 違反営業所が廃止された場合(①に該当する場合を除く。)は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- イ 当該廃止された営業所(以下「廃止営業所」という。)と同一の運輸支局が管轄する区域(以下「支局区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
- ロ 東北運輸局の管轄区域(以下単に「管轄区域」という。)に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの(イに該当する営業所がない場合に限る。)
- ハ 廃止営業所に最寄りの営業所(イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。)
- (12) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所(以下単に「事務所」という。)に係るものにあっては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
- ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの(①に該当する営業所がない場合に限る。)
- ③ 当該事務所に最寄りの営業所(①又は②に該当する営業所がない場合に限る。)
- (13) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(12)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

- (14) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者に法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして取り扱うものとする。
- (15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。2.(7)及び5.(2)(②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したもの除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(11)②の例にならって取り扱うものとする。
- ② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

- (1) 行政処分を行う事業者には、1.(5)から(9)までの規定に基づいて算出した基準日車等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。
- (2) 4.(1)②各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1)のほか、4.(1)②各号に掲げる違反ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、4.(1)②口に該当したことに伴って4.(1)②ニに該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。
- (3) (1)及び(2)により事業者に付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。
- ① 当該行政処分を行った日以前の2年間において行政処分を受けていないこと。
- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
- ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行及び無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)た

ただし書の規定は、適用しない。

- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したもの除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1. (11) から (15) までの規定により違反行為があつたものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4. (1) ①又は5. (1) の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 行政処分等に係る処分日車数は、1. (5) から (9) までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は、基準日車等を合算したものとする。
- (3) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督義務に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るもの除く。）に基づくものについては、(2)後段の規定にかかわらず、別表の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。
- (4) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、別表2の「処分車両数及び処分期間の配分表」により決定するものとする。ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。
- (5) (1)の処分を行うときは、法第41条第1項の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。
- (6) 「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について」（平

成25年9月27日付け公示第39号) 2.(1)の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1)による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7)(6)の場合の停留所の使用の停止期間は、(4)により決定する処分期間と同じ期間（自動車の使用停止を開始する日から同使用停止を終了する日までをいう。）を限度とし、審査委員会の議に付した上で決定するものとする。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5.(1)に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合

② 次のいずれかに該当する場合（5.(1)③に該当する場合を除く。）

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2)(1)①の場合の事業の停止期間は、3.(2)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数（当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。）で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

- (3) (1) ②の場合の事業の停止期間は、(1) ②各号に掲げる違反ごとに30日間とする。ただし、(1) ②に該当したことに伴って(1) ②ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて30日間とする。
- (4) (1) の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従つて改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。
- (5) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、14日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行つた場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (6) 次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行つた場合
 - ② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
- (7) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((5)に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、7日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (8) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((6)に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日間の事業の停止処分を附加するものとする。
- ① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、40km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合 ((5) 又は (7) に該当する場合を除く。) には、当該違反営業所等に、3. (2) の処分日車数による行政処分等のほか、3日

間の事業の停止処分を付加するものとする。

- ① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合
 - ② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合
- (10) 3. (5) の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

5. 許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。
 - ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が81点以上となった場合
 - ② 法第40条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
 - ③ 4. (1) ②による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4 (1) ②リに掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4. (1) ②ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）
 - ④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかつた場合
 - イ 法第9条第6項に規定する運賃又は料金の変更の命令
 - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従い業務を行うべき命令
 - ハ 法第19条の2に規定する協定の変更の命令
 - ニ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
 - ホ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
 - ヘ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
 - ト 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
 - チ 法第31条に規定する事業改善の命令
 - リ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令
 - ⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合。
- (2) 次のいずれかに該当する場合の(1) ③及び④の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものと除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

6. 特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準については、本基準を準用するものとする。この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

附 則

1. この基準による行政処分等は、平成25年11月1日から施行する。
2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け公示第85号）により行政処分等を行うものとする。
4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成26年1月27日 公示第114号）

1. この基準による行政処分等は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る基準の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則（平成26年4月25日 公示第6号）

1. この基準による行政処分等は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年7月17日 公示第18号）

1. この基準による行政処分等は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成28年7月1日 公示第21号）

1. この基準による行政処分等は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日 公示第66号）

1. この基準による行政処分等は、平成28年12月1日から施行する。
2. 平成28年11月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成29年1月25日 公示第85号）

1. この基準による行政処分等は、平成29年1月25日から施行する。

附 則（平成29年3月21日 公示第110号）

1. この基準による行政処分等は、平成29年3月21日から施行する。

附 則（平成30年5月29日 公示第9号）

1. この基準による行政処分等は、平成30年7月1日から施行する。
2. 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和2年11月27日 公示第60号）

1. この基準による行政処分等は、令和2年11月27日から施行する。
2. 令和2年11月26日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和3年5月31日 公示第19号）

1. この基準による行政処分等は、令和3年6月1日から施行する。
2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準に定める規定により行政処分等を行うものとする。

別表

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

| 違 反 行 為 | | 基 準 日 車 等 | |
|--------------------------|---|--------------------------|----------------------|
| 適 用 条 項 | 事 項 | 初 違 反 | 再 違 反 |
| 道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項 | 無許可経営 | 基準本文4. (1)②イ及び5. (1)③による | |
| 運送法第9条第1項 | 運賃料金上限認可、運賃料金上限変更認可違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第9条第3項 | 上限認可範囲内運賃等事前届出、運賃等変更事前届出違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第9条第4項 | 関係者間の協議が調ったこと運賃等事前届出、運賃等変更事前届出 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第9条第5項 | 運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第9条第6項 | 運賃料金の変更命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④イによる |
| 運送法第10条 | 運賃又は料金の割戻しの禁止違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第11条第1項 | 運送約款の認可、運送約款の変更認可違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第12条第1項 | 運賃料金、運送約款の公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第12条第2項 | 運行系統、運行回数等の公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第12条第3項 | 運賃料金、運送約款等の変更公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第13条 | 運送引受義務違反 | 30日車 | 60日車 |
| 運送法第14条 | 運送の順序違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第15条第1項 | 事業計画の変更認可違反 1 路線又は営業区域 2 車庫の位置及び収容能力 3 「1」「2」以外 | 20日車 20日車 10日車 | 40日車 40日車 20日車 |
| 運送法第15条第3項 | 事業計画の事前変更届出違反 1 各営業所に配置する事業用自動車の数等 2 運行系統又は運送の区間 3 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間 | 警告 10日車 10日車 | 10日車 20日車 20日車 |
| 運送法第15条第4項 | 事業計画の事後変更届出違反 1 停留所又は乗降地点の位置、停留所間又は乗降地点間のキロ程 2 「1」以外 | 10日車 警告 | 20日車 10日車 |
| 運送法第15条の2第1項 | 路線の休廃止に係る事業計画事前変更届出違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第15条の2第5項 | 路線の休廃止に係る事業計画変更の日の繰り上げ事前届出違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第15条の2第6項 | 路線の休廃止に係る事業計画変更公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第15条の3第1～2項 | 運行計画の設定(変更)事前届出違反 1 運行系統 2 地方運輸局長が指定する区域ごとに定める時間帯における運行系統ごとの運行回数並びに始終発の時刻(指定回数以下は運行時刻) 3 運輸をする期間 | 10日車 10日車 10日車 | 20日車 20日車 20日車 |

| | | | |
|--|--|----------------------------------|--|
| 運送法第15条の3第3項 | 軽微事項に係る運行計画変更の事後届出違反 1 変更後の運行回数が当該系統について指定範囲内の回数となる運行回数の変更 2 系統ごとの始終発時刻 3 変更後においても運行回数が当該系統について指定する回数以下となる系統ごとの運行時刻 | 10日車 10日車 10日車 | 20日車 20日車 20日車 |
| 運送法第16条第1項 | 事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保違反 | | 運送法第15条第1項、第3項から第4項まで、第15条の3第1項から第3項までの基準日車等を適用する。 |
| 運送法第16条第2項 | 事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画)に定める業務の確保命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④口による |
| 運送法第19条第1項 | 無認可の共同経営に関する協定の締結、協定内容の無認可変更 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第19条の2 | 協定の変更命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④ハによる |
| 運送法第20条 | 営業区域外旅客運送 | 20日車 × 違反件数 | 40日車 × 違反件数 |
| 運送法第22条の2第1項 | 安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの | 20日車 警告 | 40日車 10日車 |
| 運送法第22条の2第2項 | 安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切) | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第22条の2第3項 | 安全管理規程の変更命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④ニによる |
| 運送法第22条の2第4項 | 安全統括管理者の選任違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第22条の2第5項 | 安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| 運送法第22条の2第6項 | 安全統括管理者の意見の尊重義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第22条の2第7項 | 安全統括管理者の解任命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④ホによる |
| 運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項 | 運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし | 20日車 基準本文4. (1)②口及び5. (1)③による | 40日車 |
| 運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項 | 統括運行管理者の選任義務違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第23条第3項 | 運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| 運送法第23条の5第2項 | 運行管理者に対する権限付与違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第23条の5第3項 | 運行管理者の助言の未尊重 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第25条 | 運転者の制限違反 | 80日車 | 160日車 |
| 運送法第27条第3項 | 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反 | | |
| 運輸規則第2条第2項 | 一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第2条第3項 | 一般準則(職務遂行の指導、措置)違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第3条第1項 | 苦情申出者に対する弁明義務違反 | 警告 | 10日車 |

| | | | |
|-------------|--|--|---------------------------------------|
| 運輸規則第3条第2項 | 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし | 警告 警告 60日車 警告 10日車 | 10日車 10日車 120日車 10日車 20日車 |
| 運輸規則第7条第2項 | 営業区域の休廃止の公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第8条 | 乗車券の発行及び記載事項違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第9条第1項 | 運賃の払戻し義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第9条第2項 | 無効乗車券の引換又は運賃払戻しの公示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第9条第3項 | 運送中断の際の取扱い義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第11条 | 荷物切符の交付、荷物切符による貨物の引き渡し義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第12条 | 早発の禁止違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第14条第1項 | 危険物の輸送制限違反(旅客運送に付随するもの) | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第14条第2項 | 危険物の輸送制限違反(上記以外のもの) | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第15条 | 車掌の乗務義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第16条 | 遅延の掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第17条 | 事故に関する掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第18条第1項 | 事故の場合の旅客に対する措置義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第18条第2項 | 事故の場合の貨物に対する措置義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第19条 | 事故の場合の死傷者の措置義務違反 | 60日車 | 120日車 |
| 運輸規則第19条の2 | 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合 | 10日車 20日車 | 20日車 40日車 |
| 運輸規則第20条 | 異常気象時における措置義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第21条第1項 | 1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 乗務時間等告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2) | 警告 10日車 警告 10日車 10日車 20日車 | 10日車 20日車 10日車 20日車 40日車 |

(注1)

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数とて計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。

- | | | |
|----------------|------|------|
| ① 各事項の未遵守計1件 | 10日車 | 20日車 |
| ② 各事項の未遵守計2件以上 | 20日車 | 40日車 |

(注2)

基準本文4. (1)②ハに該当するものを除く。

運輸規則第21条第2項

営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反

- ①未整備
- ②管理、保守不適切

30日車
警告

60日車
10日車

運輸規則第21条第3項

営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反

- 1 睡眠施設の整備又は確保違反

- ①未整備・未確保5件以下
- ②未整備・未確保6件以上

- 2 管理、保守不適切(注)

10日車
20日車
20日車
警告

40日車
10日車

(注)

睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。

運輸規則第21条第4項

酒酔い・酒気帯び乗務

100日車

200日車

運輸規則第21条第5項

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注1)

- ①未受診者1名
- ②未受診者2名
- ③未受診者3名以上

警告
20日車
40日車
40日車

10日車
40日車
80日車

2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3)

3 疾病、疲労等による乗務

4 薬物等使用乗務

80日車

100日車

160日車

200日車

(注1)

疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で乗務させることをいう。

(注2)

健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。

(注3)

事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診せずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診せずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。

なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。

運輸規則第21条第6項

交替運転者の配置義務違反

- ①未配置5件以下
- ②未配置6件以上

10日車
20日車

20日車
40日車

運輸規則第21条第7項

乗務員の体調悪化時等における措置義務違反

警告

10日車

運輸規則第21条の2

運行に関する状況把握等のための体制の整備違反

10日車

20日車

運輸規則第24条
第1項、第2項

点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して)

- 1 未実施

- ①未実施19件以下
- ②未実施20件以上49件以下
- ③未実施50件以上(注2)

警告
10日車
20日車

10日車
20日車
40日車

- 2 不適切

- ①一部実施不適切
- ②全て実施不適切

警告
10日車

10日車
20日車

(注1)

・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。

・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。

・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)した場合は点呼未実施とする。

・「実施不適切」は実施事項に不備がある場合をいう。

・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。

(注2)

基準本文4. (1)②ニに該当するものを除く。

運輸規則第24条第4項

アルコール検知器備え義務違反

| | | | |
|--|---|--|---|
| | 検知器の備えなし(注) | 60日車 | 120日車 |
| (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 | | | |
| アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) | 20日車 | 40日車 | |
| (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。 | | | |
| 運輸規則第24条第5項 | 点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし | 警告 30日車 警告 60日車 警告 10日車 30日車 | 10日車 60日車 120日車 10日車 60日車 |
| 運輸規則第25条第1項、 第4項 | 乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし | 警告 10日車 30日車 警告 60日車 警告 10日車 30日車 | 10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車 |
| 運輸規則第26条第1項 | 運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし | 警告 10日車 30日車 60日車 警告 10日車 30日車 | 10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車 |
| 運輸規則第26条の2 | 事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反 | 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 | 10日車 20日車 10日車 10日車 |
| 運輸規則第27条第1項 | 運転基準図の作成、運転者への指導義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 営業所への備付け 3 記載事項の不備 4 運転者への指導 ①一部未実施 ②大部分未実施 | 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 警告 10日車 | 10日車 20日車 10日車 10日車 10日車 20日車 |
| 運輸規則第27条第2項 | 運行表の作成、運転者の携行義務違反 1 作成 ①一部作成なし ②全て作成なし 2 運行表の携行 ①一部携行なし ②全て携行なし 3 記載事項の不備 | 警告 10日車 警告 20日車 警告 10日車 | 10日車 20日車 40日車 10日車 |

| | | | | | |
|--|--|--------------------------|-------------------------------|--|--|
| 運輸規則第35条 | 運転者の選任数に関する義務違反 | 警告 | 10日車 | | |
| 運輸規則第36条第1項 | 日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下 ②選任6名以上 | 10日車 20日車 | 20日車 40日車 | | |
| 運輸規則第37条第1項 | 乗務員台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備 | 警告 10日車 20日車 警告 | 10日車 20日車 40日車 10日車 | | |
| 運輸規則第37条第2項 | 乗務員台帳の保存義務違反 | 警告 | 10日車 | | |
| 運輸規則第38条第1項 | 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「2」「3」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 | 警告 10日車 | 10日車 20日車 | | |
| 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2) | | 別紙1 | | | |
| 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)。自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(2の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注2) | | 別紙2 | | | |
| (注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 | | | | | |
| (注2) 基準本文3. (3)の規定により、別途個別に処分するものとする。 | | | | | |
| 運輸規則第38条第2項 | 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 | 警告 40日車 警告 60日車 | 10日車 80日車 10日車 120日車 | | |
| 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上 | | 警告 10日車 警告 10日車 | 10日車 20日車 10日車 20日車 | | |
| (注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 | | | | | |
| 運輸規則第38条第3項 | 車掌に対する指導監督義務違反 | 警告 | 10日車 | | |
| 運輸規則第38条第4項 | 非常用信号用具等取扱指導義務違反 | 勧告 | 警告 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 運輸規則第38条第5項 | 「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第5項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第41条 | 乗務員服務規律制定義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第42条第1項 | 事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第42条第2項 | 物品の持込制限及び禁止行為に関する事項の掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第42条第3項 | 禁煙表示の掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第42条第4項 | 停留所又は乗降地点の名称の掲示義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第43条第1項 | 応急用器具等の備付義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第43条第2項 | 非常用信号用具の備付義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第44条 | 車両の清潔保持義務違反 | 勧告 | 警告 |
| 運輸規則第45条 | 点検整備関係義務違反 | | |
| (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条) | 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用 | 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数 | 20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数 |
| (車両法第47条の2) | 日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上 | 警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数 | 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数 |
| (車両法第48条) | 定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施 | 警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 | 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 基準本文4. (1)②ホ及び5. (1)③による |
| (注1) | 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 | | |
| (注2) | 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 | | |
| (注3) | 3に該当する場合を除く。 | | |
| (車両法第49条) | 点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿) | 警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 警告 60日車 | 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 |

| | | | |
|---------------|---|--|--|
| | ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚 | 警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 | 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 |
| (車両法第50条第1項) | 整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし | 基準本文4. (1)②へ及び5. (1)③による | |
| (車両法第50条第2項) | 整備管理者に対する権限付与義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| (車両法第52条) | 整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出 | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| (車両法第53条) | 整備管理者の解任命令違反 | 40日車 | 80日車 |
| (車両法第58条第1項) | 無車検運行 | 60日車×違反車両数 | 120日車×違反車両数 |
| (車両法第66条第1項) | 自動車検査証の備付け | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第46条 | 整備管理者の研修受講義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第47条 | 点検等のための施設の不備 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第47条の8 | 法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反 | 運輸規則第15条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第26条の2、第27条、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。 | |
| 運輸規則第47条の9第3項 | 補助者の要件違反 | 警告 | 10日車 |
| 運輸規則第48条の2第1項 | 運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定 | 警告 20日車 | 10日車 40日車 |
| 運輸規則第48条の3 | 運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切) | 10日車 | 20日車 |
| 運輸規則第48条の4第1項 | 死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反 運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反 | 20日車 10日車 | 40日車 20日車 |
| 運輸規則第69条 | 書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切 | 警告 20日車 | 10日車 40日車 |
| 運送法第27条第4項 | 輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④による |
| 運送法第29条 | 自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出 | 10日車 60日車 | 20日車 120日車 |
| 運送法第29条の3 | 輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第30条第1項 | 不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第30条第2項 | 事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い | 40日車×違反車両数 警告 20日車 40日車 40日車×違反車両数 10日車 | 80日車×違反車両数 10日車 40日車 80日車 20日車 |

| | | | |
|--|---|--------------------------|-----------------|
| | ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正収受違反等その他 | 20日車 警告 | 40日車 10日車 |
| (注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 | | | |
| (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。 | | | |
| | | | |
| 運送法第30条第3項 | 特定の旅客に対する不当な差別的扱い | 警告 | 10日車 |
| 運送法第30条第4項 | 公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④トによる |
| 運送法第31条 | 事業の改善命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④チによる |
| 運送法第33条第1項 | 名義貸し | 基準本文4. (1)②ト及び5. (1)③による | |
| 運送法第33条第2項 | 事業の貸渡し等 | 基準本文4. (1)②チ及び5. (1)③による | |
| 運送法第35条第1項 | 無許可の事業の管理の受委託 | 60日車 | 120日車 |
| 運送法第36条第1項、第2項 | 事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第37条第1項 | 無認可の事業の相続 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第38条第1項 | 事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届 | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| 運送法第38条第2項 | 事業の休廃止届出違反 1 未届出 2 虚偽届 | 20日車 40日車 | 40日車 80日車 |
| 運送法第38条第3項(第15条の2第5項準用) | 事業の休廃止に係る休廃止の日の繰り上げ事前届出違反 | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第38条第4項 | 事業の休止、廃止の公示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第40条 | 自動車等の使用停止又は事業停止命令違反 | 基準本文5. (1)②による | |
| 運送法第41条第1項 | 自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反 | 基準本文5. (1)②による | |
| 運送法第41条第3項 | 封印の取付け義務違反 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第43条第1項 | 無許可経営 | 基準本文4. (1)②イ及び5. (1)③による | |
| 運送法第43条第6項 | 運賃・料金の届出違反(設定・変更) | 20日車 | 40日車 |
| 運送法第43条第7項 | 事業実施方法の変更命令違反 | 60日車 | 許可の取消(注) |
| (注) 行政処分を受けた日から3年以内に命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合 | | | |
| 運送法第43条第8項 | 事業管理の委託・事業休止・事業廃止届出違反 事業管理の委託・事業休止に関する変更届出違反 1 未届出 2 虚偽届 | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| 運送法第43条第10項 | 事業の譲渡・合併・分割・相続による事業継承届出違反 1 未届出 2 虚偽届 | 警告 40日車 | 10日車 80日車 |
| 運送法第43条の4第3項 | 旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合 | 警告 | 10日車 |
| 運送法第43条の5第2項 | 旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業の | 警告 | 10日車 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| | ための資料提出等について拒んだ場合 | | |
| 運送法第82条第2項 | 荷主への不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害 | 10日車 | 20日車 |
| 運送法第84条第1項 | 運送命令違反 | 60日車 | 基準本文5. (1)④リによる |
| 運送法第86条第1項 | 許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 | 警告 20日車 40日車 | 10日車 40日車 80日車 |
| | 2 その他の条件又は期限違反 | 20日車 | 40日車 |
| (注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 | | | |
| 運送法第94条第1項 | 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告 | 警告 60日車 | 10日車 120日車 |
| 運送法第94条第4項 | 検査拒否、虚偽の陳述等 | 基準本文4. (1)②リ及び5. (1)③による | |
| 運送法第95条 | 自動車に関する表示義務違反 | 警告 | 10日車 |
| 道路運送法施行規則 第66条第1項 | 届出義務違反 第1号 運輸開始の届出 第2号 事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出 第3号 死亡届出 第4号 休止事業の再開の届出 第5号 命令を実施した届出 第6号 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出 第7号 氏名若しくは名称又は住所の変更届出 第8号 法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出 第9号 運送需要者の氏名・名称・住所の変更届出 | 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 勧告 | 警告 警告 — 警告 警告 警告 警告 警告 警告 |

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者(当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。)を対象とする。

- (a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
- (b) 道路交通法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見聴取
- (c) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

| 初違反 | 再違反 | | |
|-----|------|------|-------|
| | 2回目 | 3回目 | 4回目以上 |
| 警告 | 10日車 | 20日車 | 40日車 |

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があつた日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。

ただし、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上)のものをいう。以下同じ。)について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(乗車定員が30人以上のものをいう。)にあつては、1つの最高速度違反を1. 5件として計算するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合
(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両の車両数を除く。(イ)において同じ。)が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間において5件に達した場合
(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。)

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項

運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があつた事業者を対象とする。

(a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取

(b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

| | |
|-----|-------|
| 初違反 | 2回目以上 |
| 警告 | 10日車 |

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があつた場合には、その違反の事実があつた日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあつた場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があつた場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(予備車両を除く。)が存する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があつた場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係基準の解釈及び運用について」(平成25年9月17日付け国自安第140号、国自旅第220号、国自整第164号) I 1. (3)の規定を準用する。

別表2

処分車両数及び処分期間の配分表

| 配置車両数 処分日車数 | 1～ 10両 | 11～ 20両 | 21～ 30両 | 31～ 40両 | 41～ 50両 | 51～ 100両 | 101～ 150両 | 151～ 200両 | 201両 以上 |
|------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| ～ 50日車 | 1両 | 1両 | 2両 | 2両 | 2両 | 4両 | 6両 | 8両 | 10両 |
| 51日車 ～ 100日車 | 1両 | 2両 | 2両 | 3両 | 3両 | 6両 | 9両 | 12両 | 15両 |
| 101日車 ～ 200日車 | 2両 (※) | 2両 | 3両 | 4両 | 4両 | 8両 | 12両 | 16両 | 20両 |
| 201日車 ～ 300日車 | 2両 (※) | 2両 | 3両 | 4両 | 5両 | 10両 | 15両 | 20両 | 25両 |
| 301日車 以上 | 2両 (※) | 3両 | 4両 | 5両 | 6両 | 12両 | 18両 | 24両 | 30両 |

※ 配置車両が5両以下の場合は、処分車両数を1両とする。